

## 令和3年度京都府自動車騒音常時監視委託業務仕様書

### 1 目的

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定により、京都府の主要な道路における自動車騒音の状況を常時監視し、その状況を把握することを目的とする。

### 2 委託業務内容

#### (1) 測定区間

測定区間の概要は下表のとおり（詳細は別図参照）

番号	対象道路区間			
	路線名	区間番号	起点～終点	町村
1	名神高速道路	20	長岡京市・大山崎町境～名神高速道路（支線）	大山崎町
2	名神高速道路	20	長岡京市・大山崎町境～名神高速道路（支線）	大山崎町
	下植野大山崎線	60250	～大山崎大枝線	
3	一般国道27号	10840	綾部市・京丹波町境 ～一般国道478号（京都縦貫道）	京丹波町
4	一般国道173号	11120	京丹波三和線～京丹波町・福知山市境	京丹波町
5	一般国道478号 （京都縦貫道）	12090	南丹市・京丹波町境～一般国道9号	京丹波町
6	野田川大宮線	42390	一般国道176号～宮津養父線	与謝野町
7	野田川加悦線	62130	中藤加悦線～一般国道176号線	与謝野町

※区間番号：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）における交通量調査単位区間番号

※下植野大山崎線については府道212号との交差点を起点とする。

#### (2) 測定日

契約日から令和4年1月までの交通量が1年の平均的な状況となる日で、日曜日、土曜日及び祝日を除く平日に行うこと。（詳細は別途協議）

#### (3) 測定回数

各測定地点において1回

#### (4) 測定方法等

測定等は、騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月、環境省）に準拠して行うものとする。

#### (5) 測定項目

##### ア 騒音レベル

##### (7) 道路近傍騒音

道路近傍（詳細は別途協議）地上高1.2mにおいて、24時間連続測定（実測時間を24時間とし、毎正時10分間測定等に短縮しないこと）により測定した等価騒音レベル（ $LA_{eq}$ ）及び時間率騒音レベル（ $LA_5$ 、 $LA_{10}$ 、 $LA_{50}$ 、 $LA_{90}$ 、 $LA_{95}$ ）

##### (イ) 背後地騒音

背後地（詳細は別途協議）地上高1.2mにおいて、昼間の時間帯に計2回、10分間測定した等価騒音レベル（ $LA_{eq,10min}$ ）及び時間率騒音レベル（ $LA_{5,10min}$ 、 $LA_{10,10min}$ 、 $LA_{50,10min}$ 、 $LA_{90,10min}$ 、 $LA_{95,10min}$ ）

##### イ 交通量・平均走行速度（自動車専用道路については別途協議）

##### (7) 交通量

昼間の時間帯に計2回、通過する自動車の台数を上下別・車種別（大型車・小型車・二輪車）に10分間測定

(イ) 平均走行速度

交通量の測定に併せて、通過する自動車の速度を上下別に10台測定（10台に満たない場合はカウントした台数）

(6) その他

ア 除外すべき音

道路近傍騒音及び背後地騒音は、除外すべき音を除いたものとする。

除外すべき音の確認は、実聴により行うものとし、除外に当たっては、できる限り該当する音のみを除外するものとする。また、除外すべき音の発生原因をチャート用紙等に記録しておく（記録の例：救急車のサイレン、パトカーのサイレン、列車の走行等）。

イ 反射音

測定は、反射音の影響を受けない地点で測定するものとする。

ウ 気象条件等

雨、雪、強風等の日を避けて測定するものとする。

エ 道路近傍騒音

道路近傍騒音については、24時間連続測定により測定した結果から、10分毎及び1時間毎並びに昼間の時間帯（6時から22時）及び夜間の時間帯（22時から翌日の6時）の等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを計算するものとする。

オ 測定地点の状況

測定地点の状況については、写真撮影を行うとともに、道路近傍騒音及び背後地騒音測定場所を道路平面図及び道路断面図に図示するものとする。

カ 電源

各測定地点における電源は受託業者において確保するものとする。

キ 測定地点の使用手続

測定地点の使用についての手続が必要な場合は、原則として受託業者において行うものとする。

ク 測定日の変更

雨等により測定日を変更する場合には、京都府へ連絡するものとする。

### 3 成果品の内容

(1) 測定結果報告書

3部

(2) チャート用紙（除外すべき音の発生原因名記載のもの）

3部

(3) 測定状況の写真

3部

(4) 測定結果を記録した電磁気媒体

測定結果報告書、チャート用紙及び測定状況の写真並びに道路近傍騒音、背後地騒音、交通量及び平均走行速度の調査結果の一覧表を保存したもの

### 4 実施期間

実施期間は、委託契約の締結日から令和4年1月31日（月）までとする。

### 5 業務の進捗の管理等

(1) 業務の実施に当たっては、実施計画書を京都府に提出するものとする。

(2) 京都府は、業務の進捗状況について、必要に応じ報告を求め、必要な指示を与えるものとする。

## 対象区間地図（委託）

No. 1（乙訓保健所管内）

名神高速道路 長岡京市・大山崎町境～府道 212 号交差箇所



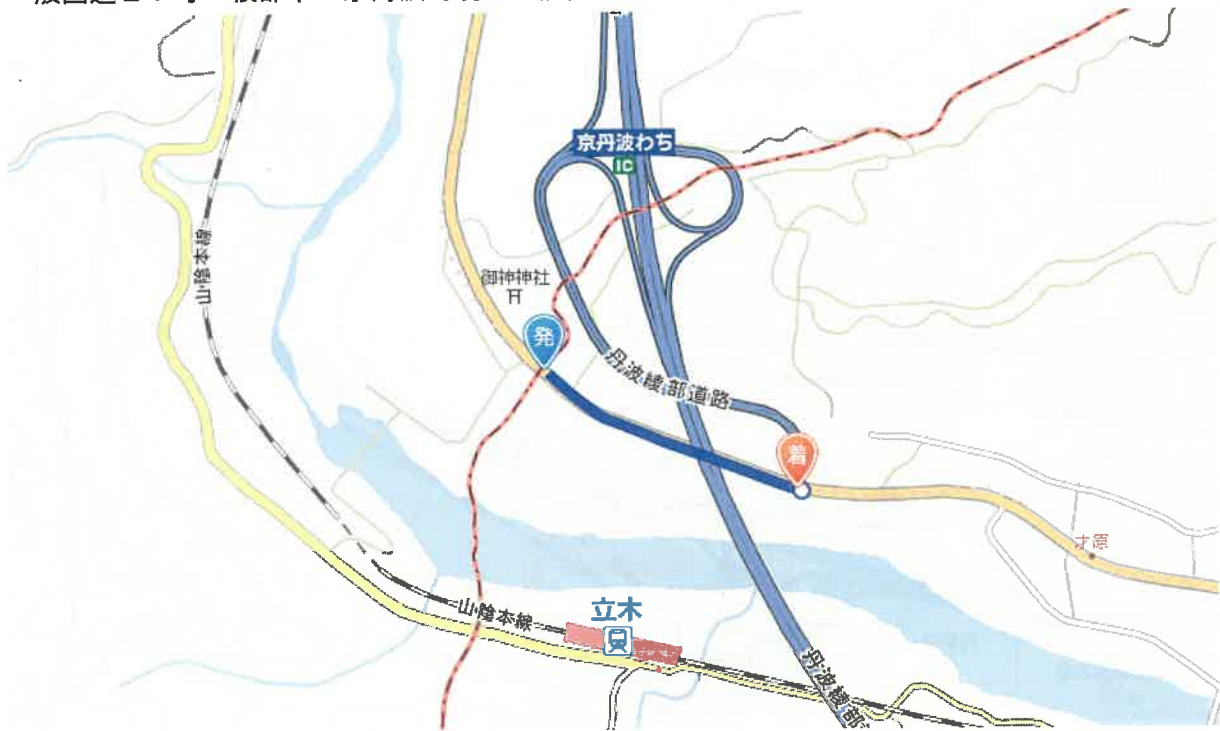
No. 2（乙訓保健所管内）

名神高速道路 府道 212 号交差箇所～名神高速道路（支線）  
（府道 212 号下植野大山崎線）



No. 3 (南丹保健所管内)

一般国道27号 綾部市・京丹波町境～一般国道478号 (京都縦貫道)



No. 4 (南丹保健所管内)

一般国道173号 京丹波三和線～京丹波町・福知山市境



No. 5 (南丹保健所管内)

一般国道478号(京都縦貫道) 南丹市・京丹波町境～一般国道9号:丹波IC



No. 6 (丹後保健所管内)

府道76号野田川大宮線 一般国道176号～宮津養父線





No. 7 (丹後保健所管内)

府道 626 号野田川加悦線 中藤加悦線～一般国道 176 号

